

Monsanto 事件  
(欧州連合司法裁判所 2010 年 7 月 6 日判決 (Case C-428/08))

JUDGEMENT OF THE COURT

<http://curia.europa.eu/jurisp/cgi-bin/gettext.pl?where=&lang=en&num=79899293C19080428&doc=T&ouvert=T&seance=ARRET>

欧州連合司法裁判所は、「バイオテクノロジー発明の法的保護に関する指令第 9 条 (Article 9 of Directive 98/44/EC) は、特許に係るもの（遺伝子）が大豆（soy meal）中に含まれており、該遺伝子は特許されたように機能していないが、以前に大豆の植物中で機能しており、該大豆が加工品であるか、または大豆から抽出して生物の細胞に挿入すると再び機能しうる場合に、特許権による保護を与えるものではない、と解釈される」との判断を示し、欧州連合裁判所は、遺伝子に関する特許を有する特許権者が、遺伝子情報が機能していない状態では当該特許権を行使することができないことを確認した。

参考：98/44/EC（バイオテクノロジー発明の法的保護に関する指令）

第 5 条

- （1）その形成及び発生の種々の段階における人体及び遺伝子の配列若しくは部分的配列を含むその要素の 1 つの単純な発見は、特許性のある発明を構成し得ない。
- （2）人体から単離された要素又は遺伝子の配列若しくは部分的配列を含むその他技術方法により作られた要素は、その要素の構造が天然の要素の構造と同一であっても特許性のある発明を構成し得る。
- （3）遺伝子の配列若しくは部分的配列の産業上の利用性は、当該特許出願に開示されていなければならない。

第 9 条

遺伝子情報を含む若しくは遺伝子情報からなる生成物質が特許により受ける保護の範囲は、第 5 条（1）で規定する場合を除き、その生成物質が組込まれている材料、及び、その遺伝子情報が含まれ、かつその機能を果たす材料の全てに及ぶものとする。